

運用指針関係資料の取扱いについて

運用指針の関係資料は、下記のとおり構成されている。

発注関係事務の運用に関する指針の全体構成

○ 運用指針の関係資料は、「①指針本文」「②解説資料」「③其他要領」により構成

資料	策定者	法令上の位置付け	作成目的	内容
①指針本文	国 〔関係省庁 申合せ〕	品確法(第22条) 及び 基本方針 (閣議決定)	・発注者の支援 〔発注関係事務の実施状況について、 定期的に調査(結果はとりまとめ公表)〕	・入札及び契約の方法の選択 その他の発注関係事務の適切な 実施に係る制度の運用
②解説資料	関係省庁 連絡会議 事務局 (国土交通省)	「①指針本文」に 位置付け 〔各発注者が適宜参照 発注関係事務の 適切な実施に努力〕	・指針本文の理解・活用の促進 ・指針本文に位置付けられた取組事項につ いて実務面での参考とする (内容については、機動的に見直し)	・指針本文に位置付けられた取 組事項の具体事例や既存の要 領等による解説 ・取組事項について実務面での 参考となる事項
③其他要領	各省庁 〔必要に応じて 適宜策定〕	「①指針本文」に 位置付け 〔各発注者が適宜参照 発注関係事務の 適切な実施に努力〕	・指針本文に位置付けられた取組事項につ いて実務面での参考とする (内容については、機動的に見直し)	・指針本文に位置付けられた取 組事項について実務面での参 考となる事項

※国土交通省資料より抜粋

ページ数

約300
ページ

約2,900
ページ

合計 約3,200ページ

※重複分を除く。

分類			通達件数	ページ数
Ⅱ.発注関係事務の適切な実施について	1.発注関係事務の適切な実施	(1)調査及び設計段階	9件	約700
		(2)工事発注準備段階	9件	約140
		(3)入札契約段階	20件	約570
		(4)工事施工段階	28件	約1,000
		(5)完成後	3件	約40
		(6)その他	1件	約50
	2.発注体制の強化等	(2)発注者間の連携強化	3件	約90
Ⅲ.工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について			5件	約290